

# 『正法眼蔵聞解』における〈影略互頭〉について

岩永 正晴

## 一、はじめに

本稿は平成二十年十月四日に開催された平成二十年度第一回駒澤大学仏教学会定例研究会においておこなった発表を原稿化したものである。

斧山玄鈿（二七一？～一七八九）の提唱を筆録したとされる『正法眼蔵聞解』（新潟吉蔵寺所蔵、『永平正法眼蔵蒐書大成』十七所収、已下「聞解」と略称）には、所々に〈影略互頭〉の語が見られ、『正法眼蔵』本文の解釈に用いられている。

ここでは先ず〈影略互頭〉の語義を確認し、『聞解』における使用例を指摘する。そして〈影略互頭〉を用いる『聞解』の『正法眼蔵』解釈の特徴の一端を、『正法眼蔵聞書抄』の解釈と対比させることで明らかにしたい。

## 二、影略互頭とは

〈影略互頭〉は、主に経論の注疏で用いられる語句の解釈法であると思われる。対句表現等において、語句は略されて

いるが（影略）、実際に示された語句が略された語句の意図をも表している（互頭）として解釈するものである。例えば、以下のような解釈がなされる。

イ. 「AはCであり、BはDである」というような表現を、「AもCでありDであり、BもCでありDである」と解釈する。また「AなるC、BなるD」という表現を「AでありBでもあるCとD」と解釈する。

ロ. 「A、B、C」とひとまとまりの教説（六波羅蜜等）を解釈する場合、Aにおいて述べられていることが、実は言外にB・Cについても同様のことが述べられていると解釈する。

また、〈影略互頭〉は単に「影略」や「互頭」とも表現される。その際、「影略」と言われる場合は語句が略されていることに力点が置かれ、「互頭」と言われる場合には、一つの語句が、他の複数の語句を言外に表現していることに力点が置かれる。但し「互頭」の場合、能所、賓主などの相対的な関係

『正法眼藏聞解』における〈影略互顯〉について（岩水）

二七四

が成立していることを表すこともある。

この〈影略互顯〉という解釈法は主に中国で撰述された経論の注疏で多く用いられる。禅籍でも用例が見られるが、決して多くはない。日本の天台宗や天台教学の影響下で教理を構築した浄土教や日蓮宗などでは多く用いられる傾向が視われるが、現時点ではその確認は十分には行っていない。

以下に主な辞書類の解説を挙げておこう。

『望月仏教語大辞典 第一巻』（二六二頁上段）

エイリヤク、ゴケン 影略互顯 **【雑語】**

形影相伴ふが故に、互に一方を略して他の義を顯はすの意。又單に影略とも云ふ。俱舍論光記第一に「各一邊を擧げて影略互顯す」と云ひ、又成唯識論第六に「執して最勝なりとするを名づけて見取とし、能く淨を得ずと執するを戒取となづく」と説けるは、是れ影略して説く」と云ひ、同述記第六末に之を釋し「見取の中に執して勝となすと説くは、戒取の中にも亦執して勝となすことを明かし、戒取の中に於て執して能淨となすは、見取の中にも亦執して能淨となすことを明かし、學者の智見をして生ぜしめんと欲するが故に、影略して説くなり」と云へる其の例なり。

『織田』仏教大辞典―新訂重版』（二七五〇頁上段）

ヤウリヤクゴケン 影略互顯 **【術語】** 慈父（佛父） 慈母と言

ふ如く、父悲なきにあらず、母亦慈なきにあらず、是れ各一を擧げ各一を略し、上句の所略は下句の所擧を以て之を影顯し、下句の所略は上句の所擧を以て之を影顯するを影略互顯と云ふ。

『新版 禅学大辞典』（二二五頁）

ようりやくごけん 影略互顯 語句の構成法。一方で略したことを他方で顯し、他方で略したことを一方で顯して、両方を照らし合せて全部の意義が分るように説き示したるもの。「能對、對勝、（中略）所對、法勝、（中略）或各擧」一邊、影略互顯、或據依主、謂法之對故 能對名對、所對名法」（俱舍論記一）

『広説仏教語大辞典 下巻』（二六九頁下段）

ようりやくごけん **【影略互顯】** 一方で略したことを他方で顯し、他方で略したことを一方で顯して、相互に具・略をもたせて双方を照らし合わせるることによって、意味の全部を知らせるように説くこと。たとえば、慈父 悲母。

『例文 仏教語大辞典』（一〇八八頁中段）

ようりやく **【影略】** 必要な点を取り払い、省略すること。必要な点だけを残して他を省略すること。\* 守護国界章―上ノ中・六「若依『普賢菩薩行法經』、影略撰『在初信位』」

以上に挙げた辞書類の解説によれば、〈影略互顯〉はその著作の作者自身が行う表現方法のようにも思われるが、実際の使用例を見るなら、あくまで注釈者等が用いる解釈法であると考へざるを得ない。以下に用例の若干を挙げておく。先ず経論の注疏の例を挙げる。

〔成唯識論〕六（大正三一、三二下、三二上）

四見取。謂於諸見及所依蘊。執爲最勝能得清淨。一切闕諍所依爲業。五戒禁取。謂於隨順諸見戒禁及所依蘊。執爲最勝能得清淨。無利勤苦所依爲業。然有處說執爲最勝名爲見取。執能得淨名戒取者。是影略說。

〔成唯識論述記〕六末（大正四三、四四九中）

此有二解。一影略說。謂見取中說執爲勝。明戒取中亦執爲勝。於戒取中執爲能淨。明見取中亦執爲能淨。欲令學者智見生故。影略說也。

〔攝大乘論積〕九（大正三一、三二〇中）

互顯章第十一

論曰。云何應知諸波羅蜜更互相顯。釋曰。如般若波羅蜜等經中說三十六句。顯說一一波羅蜜即說餘五波羅蜜。云何應知。論曰。世尊或以施名說諸波羅蜜。或以戒名。或以忍名。或以精進名。或以定名。或以般若名說諸波羅蜜。釋曰。五波羅蜜入一波羅蜜攝。一波羅蜜中則具有六。但以施等一名說之。

〔正法眼藏問解〕における〈影略互顯〉について（岩永）

次に中国禪籍の例として『大慧録』を挙げる。

〔大慧録〕一八「普說」（大正四七、八八九中）

觀音菩薩以眼聞。而普賢菩薩以心聞。即此是互顯之義。所謂互顯者。眼處作耳處佛事。耳處作鼻處佛事。鼻處作舌處佛事。舌處作身處佛事。身處作意處佛事。於意界中作無量無邊廣大佛事。得恁麼受用自在了。眼依舊觀色。耳依舊聽聲。乃至鼻舌身意。一一依本分。故曰眼色耳聲鼻嗅香身觸意思無差別。適來所謂是法住法位世間相常住是也。

さらに日本曹洞宗典籍の用例として次の二例を挙げておく。

〔顯訣耕雲評註種月擔摺稿〕中（曹全）「注解五」一八六頁上段

君臣合道。作麼生是合道底理。云。臣稱君不敢斥言是也。稱字影略互兼之體。與前所用。其義少異。

〔報恩編〕中「宝鏡三昧金鏡」（享保六年刊本、中卷五丁）

意不在言。來機亦赴。

此二句就師學相見上可互顯而見之。如是之語言語不要思慮非議。匠師初無一法可與人。而正按傍提、言外明宗。學人本自無從他可得。而揚眉瞬目、句外承當。故俱謂之來機亦赴也。須是同火始得。意不在言。少處減些子。來機亦赴。多處添些子。

『正法眼藏聞解』における〈影略互顯〉について（岩水）

二七六

### 三、『正法眼藏聞解』における〈影略互顯〉の用例

新潟吉蔵寺に所蔵される斧山玄鈿述『正法眼藏聞解』は斧山による『正法眼藏』提唱を聴講者（未詳）が筆録したものの再写本で、ままた正確な表記がみられる。左に挙げる第一から第九までの用例「互見」「影略互見」「互顯」「影略」もすべて影略互顯を意味すると思われる。

#### 【第一例】第四冊「正法眼藏海印三昧卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、八五頁上段）

コノ妙法華經ヲ上ノ常宣説ノ下へ入レテ、上ノ常宣説ヲ妙法華經ノ下へ入レテ見ル、互見ノ語例ナリ。

#### 【第二例】第六冊「正法眼藏諸惡莫作卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、一六五頁上段）

コレ有無ヲ離レタモノ故ニツクラズ、莫作ナリト互見シテ見ル。

#### 【第三例】第六冊「正法眼藏諸惡莫作卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、一六八頁下段）

故ニ孩兒ノ処ト老翁ノ処ト、互見シテ見ルベシ。

#### 【第四例】第十冊「正法眼藏大悟卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、二九四頁下段）

大道ハ功業ヨリアラハレ、功業ハ大道ヲ行ニヨリテ得ル。影畧互見ノ文法ナリ。

#### 【第五例】第十冊「正法眼藏大悟卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、二九五頁下段）

他己モ向ジヤ。昨今自他ヲ互顯シテ云フ。

#### 【第六例】第十冊「正法眼藏大悟卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、二九七頁上段）

賊子、迷悟、互顯ノ句法二見ルベシ。

#### 【第七例】第十三冊「正法眼藏梅華卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、三五二頁上段）

○梅ノ開クニ引キマドワサレテ万春ハヤク、万春ニツイテ梅アリ、梅アルニヨリテ春ガアラワルト、互顯ノ句法二見ルベシ。春ト梅ト非異非同、能所異同ヲハナレタ法ナリ。

#### 【第八例】第十三冊「正法眼藏春秋卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、三五五頁上段）

○イハユル寒時タトへ寒殺ナリトモ熱時カナラズシモ熱殺道ナルヘカラズーココハ影畧シテアル故ニ、前度ノ言葉ヲ足シテ見ルナリ。

#### 【第九例】第十三冊「正法眼藏三十七品菩提分法卷聞解」

（『永平正法眼藏蒐書大成』一七、三七一頁上段）

然レドモ穩ニ見様ナラ影畧互顯ノ句法ニシ、一寸ヲ説クハ一寸ヲ行ズルニシカズ、行ゼヨ、又タ一句ヲ行ズルハ一句ヲ説クニハシカズ、説取セヨ。説モ行モ精進力ヨリ

アラハルト見ルナリ。

次に節を改め、以上の九例に検討を加える。

#### 四、〈影略互顯〉に基づく『正法眼蔵』本文の解釈

以下、前節に挙げた九例に検討を加える。

#### 【第一例】第四冊「正法眼蔵海印三昧卷聞解」

〔永平正法眼蔵菟書大成〕一七、八五頁上段)

○コノ妙法華經ヲ上ノ常宣説ノ下へ入レテ、上ノ常宣説ヲ妙法華經ノ下へ入レテ見ル、互見ノ語例ナリ。

まず「海印三昧卷聞解」では「海印三昧」の「印」字を解釈して、

○印ハ、ウツルト云義ニ取ル。大海ニ一切諸法ノ影像ノ印映スルゴトク、仏ノ境界デハ一切衆生善惡ノ心行ヲ顯現シテ心地ニウツシ、衆生心行ノ所趣知テ、善人ニハ善法ヲ説示シ、惡人ニハ惡法ヲ止メル様ニ説誠スルナリ、(コレ)ハ仏菩薩ノ境界。今日人々ノ上ニ取テモ晝夜ニ八億四千ノ念起念滅有テ真空性水ノ大海ニ印スルケレドモ、コノ念起念滅ガ無所從來亦無所去、大海ノ波ノ如ク、前波滅シ後波起リ一波一ガ絶待、一念一念ガコロリコロリトキレテ絶待ナモノジヤ。前念ガ滅シテカラ後念ガ起ルト云様ニ相手ヲ待ツコトデナシ。

〔菟書大成〕一七、八一頁下段)

と述べる。仏の心地という海に衆生は一切善惡の心行を印し、

『正法眼蔵聞解』における〈影略互顯〉について(岩永)

かつ衆生の真空性水という海に念起念滅を印するのが「海印三昧」の「印」の意味だと解釈している。『大乘起信論』等にみえる水波の喩えを前提とすることが知られる。仏の心地と衆生の真空性水を同じと見、それが有為法を印するのが海印三昧であるという理解であろう。

さて、第一例は『正法眼蔵』「海印三昧」の、

たとひ滅の是即にもあれ、たとひ起の是即にもあれ、但以海印三昧、名爲衆法なり。是即の修証はなきにあらず、只此不染汚、名爲海印三昧なり。三昧は現成なり、道得なり、背手摸枕子の夜間なり。夜間のかくのごとく背手摸枕子なる、摸枕子は億億万劫のみにあらず、我於海中、唯常宣説妙法華經なり。不言我起なるがゆえに、我於海中なり。前面も一波纒動万波隨なる常宣説なり、後面も万波纒動一波隨の妙法華經なり。

〔春秋社「道元禪師全集」一、一三三頁。傍線筆者〕

という本文を解釈する際に用いられる例である。本文中傍線ア部に対して「聞解」は、

○滅ノ是即トハ一、是即海印三昧トアルユヘニ、是即ハ海印三昧ト云意ナルベシ。先ヅ滅ノ方カラハ是即デ、ソレガヤハリソレジヤ。タトヒ對縁起ル法ガ是即ナルニモアレ、其起ルモ滅スルモ海印ノ真空性水ニ起滅スルカラ、海印三昧ヲ以テ四大五陰ト名ケルナリ。起テ是即デモ、滅シテ是即デモ修證ハアル、コノ修證ニ不染汚ナルヲ海印三昧ト名ク。コレガ宝鏡三昧現成ナ

り、又道ヒオホセタ道得現前ナリ。

と解釈している。衆生の真空性水に衆法（四大五陰）が印さ  
れているのが修證不染汚の海印三昧であるというのだから、  
修（因位）の衆生の海印三昧と證（果位）の仏の海印三昧と  
に隔てがなく不染汚であるというのであろうし、その修證不  
染汚の海印三昧は衆法の上にこそ現成するという理解であろ  
う。いわば海印三昧の能印のはたらきにおいて仏と衆生の一  
如を見、その上で能印と所印の一如を読み取るうというので  
あろう。

傍線イ部を解釈するに際して『聞解』は、

先ヅコノ海印ノ海中ハ、前面モ一波、一念呋度起ルアトカラ万  
波隨テ起ル。前へ起キタカラ後カラ行カレント云コトデ無ヒ、  
一念絶待ナリ。コレガ妙法華ノ唯常宣説ナリ。…略…唯一波万  
波ハ前念后念ト見ルガ肝要ナリ。ココハ後念モ念々不相對待ナ  
ル妙法華經ト云意ナリ。

〔菟書大成〕一七、八四頁下段〜八五頁上段  
と述べて、「一波万波」は海印三昧の所印である。「前念後念」  
でありこれに「常宣説」をあて、能印を「妙法華經」にあて  
るという理解が見られる。そして影略互顯の解釈を適用して、  
コノ妙法華經ヲ上ノ常宣説ノ下へ入レテ、上ノ常宣説ヲ妙法華  
經ノ下へ入レテ見ル、互見ノ語例ナリ。

〔永平正法眼藏菟書大成〕一七、八五頁上段）

と述べ、本文を、

前面も一波纒動万波隨なる常宣説（妙法華經）なり、後面も万  
波纒動一波隨の妙法華經（常宣説）なり。

と読み取れ、と指示する。つまり「常宣説」という所印と「妙  
法華經」という能印がひとつであることを読み取らせようと  
している。

一方『正法眼藏聞書抄』『海印三昧抄』には、

我於海中ノ我ハ文殊歟、海中トハ娑竭羅龍王宮ニテ宣説此妙法  
華經給ト云フ。然者能説ノ文殊、所説ノ法華、乃至海中、シ  
ナノアルヘシ。海中トハ今ノ文殊ヲ云フ。以今文殊此又海中  
ト可談。海中ヲ以テ宣説妙法華經ト、ル。文殊、海中、妙法華經、  
只一物ナルヘシ。如此談スル時、無能所彼此也。

〔菟書大成〕一一、六〇一頁）

とあり、すべてが「只一物」で「能所彼此」を超えていると  
解釈する。『聞解』のような、能と所とを立てた上でその一  
致を読み取るうとする過程を嫌う態度が見て取れよう。

## 【第二例】卷六「正法眼藏諸惡莫作卷聞解」

〔永平正法眼藏菟書大成〕一七、一六五頁上段〜下段  
○タトヘバー春ノ時デイヘバ、松ハ色ヲマシ美クアル、無ニ非  
ズ。ケレドモ有ガ有デモ無ヒ。有無ヲ離レタモノ。コレハ有ヲ  
主ニシテ云。秋菊ハ無ヲ主ニシテ云ケレドモ、無ガ無デナヒ、

有無ヲ超タモノ故ニ、無ニ非ズ有ニ非ズト云。底意デイワバ、タトヘバ諸悪ヲ不<sub>レ</sub>動置テ莫作ナル道理ヲイワバ、春松無ニ非ズ、諸悪ハ無ニアラズ、有ルケレドモ、常住イツモ有ル法デモ無ヒ。時ニヨリテ有ルモノジャカラ、悪ガ平生惡デトララヌ。春松ノ有ガ其ママ秋菊ノ無デ、ツクラザルナリ、莫作ナリ。又秋菊ノ無ガ其ママ春松ノ有ナレバ、一向ニ無デモ無ヒ。コレ有無ヲ離レタモノ故ニツクラズ、莫作ナリ、ト互見シテ見ル。これは『正法眼蔵』『諸惡莫作』の以下の本文を解釈するものである。

たとへば、春松は、無にあらざり、有にあらざり、つくらざるなり。秋菊は、有にあらざり、無にあらざり、つくらざるなり。

(春秋社『道元禪師全集』一、三四六頁)

『聞解』の解釈によるなら、該当本文における春松は有、秋菊は無を表しており、春松の有も、無でなく有でなくそのまゝ秋菊の無、秋菊の無も、無でなく有でなく春松の有であることを表しているという。そして春松が秋菊であるとは述べられていないけれども春松が秋菊であることが言外に述べられ、秋菊が春松であるとは述べられていないけれども、秋菊が春松であることが言外に述べられていると解釈すべきで、そのような言外の意図を「互見」(影略互頭)によって読み取るべきことが指示されている。

つまり有が有無の相待を超越してそのまま無、無が有無の

『正法眼蔵聞解』における〈影略互頭〉について(岩永)

相待を超越してそのまま有であることが莫作(つくらざるなり)であるという理解が読み取られる。『聞解』は有無など相待する二項の關係性を示して「莫作」の道理を説明しようとしていると思われる。

一方該当の本文について『正法眼蔵聞書抄』『諸惡莫作抄』は、

右ニ所擧ノ春松秋菊諸佛露柱燈籠拂子拄杖等カ皆莫作ナル道理ヲ一々ニ被明ナリ。(『菟書大成』一二、五七二頁)

と述べ、春松、秋菊等の一々がそのまま莫作を明らかにしている」と理解している。

### 【第三例】卷六「正法眼蔵諸惡莫作卷聞解」

『永平正法眼蔵菟書大成』一七、一六八頁下段〜一六九頁上段

○禪師アハレミヲヤメズ一不<sub>便</sub>ナコトト思フ心ガヤマス、故ニ、重テ三歳一ハ、八十老翁モ行不得ト示サレタ。

○三歳孩兒ニ道得一今、長窠(鳥窠道林)ノ云心ハ、三歳兒子ニ佛法ヲ道ヒ得ル道理アリ、何ト云ナレバ、有句無句、語未正故ニ、ト云道得アリ。コノ道理ヲ功夫スベシ。

○八十老翁ニ行ジ不得処アル、コレヲ参究スベシ。

○孩兒ノ道得ハ汝白居易ニ一任ス、然レドモ、孩兒ニ一任セス、道不得ノ処ガアル。

○又、八十老翁ノ行不得ハ、汝居易ニ一任ス。ケレドモ老翁ニ

『正法眼藏聞解』における〈影略互顯〉について（岩水）

二八〇

一任せず、行不得底ヲ説取セバナラヌ。故ニ孩兒ノ処ト老翁ノ処ト、互見シテ見ルベシ。孩兒ニハマダ説不得ヲ行取セバナラヌ処アリ、老翁ニハ行不得ヲ説取セバナラヌ処アルナリ。道林ノ意ハ如此云ハレシナリ。

これは『正法眼藏』「諸悪莫作」の以下の本文に対する解釈を述べた部分である。

禪師、あはれみやむるにあたはず、かさねていふしなり、三歳の孩兒はたとひ道得なりとも、八十老翁は行不得ならん、と。

いふところは、三歳の孩兒に道得のことはあり、これをよくよく参究すべし。八十の老翁に行不得の道あり、よくよく功夫すべし。孩兒の道得は、なんぢに一任す、しかあれども孩兒に一任せず、老翁の行不得は、なんぢに一任す、しかあれども老翁に一任せず、といひしなり。

（春秋社『道元禪師全集』一、三三二頁）

この『聞解』の注において「孩兒ノ処ト老翁ノ処ト互見シテ見ルベシ」とは、孩兒の道得（説取）は言外に老翁の行不得（道不得）をも表しており、老翁の行不得はやはり言外に孩兒の道得（説取）を表していることを、影略互顯して読み取れということであろう。つまり孩兒の道得は説不得（行不得）を行取せねばならず、老翁の行不得は行不得を説取（道得）せねばならないという理解であろう。

一方『正法眼藏聞書抄』「諸悪莫作聞書」には、行不得ノ語ハ、コノ宗門ニ得不得ヲタツルコト、モノヲ得タルト不得トヲ二ニイフニアラス。得否ヲ透脱シタル詞ナリト先可心得。

（『藏菟書大成』一二、六五六頁）

とある。行不得はそのまま行得と行不得との相對以前を表しており、道得はそのままだ道得と道不得との相對以前を表しているという理解であろう。

#### 【第四例】卷十「正法眼藏大悟卷聞解」

（『永平正法眼藏菟書大成』一七、二九四頁下段）

○佛々―果圓滿ノ上ニツイテイヘバ、佛々ノ大道傳續シテ不斷。因行圓滿ノ祖々ノ上ニツイテイヘバ、功勳作業方圓滿シテアル。因行ヲ修スル故ニ圓滿スルナリ。佛々祖々ニナレドモ、因モ果モ圓滿デ同一仏祖ナリ。今日ノ行李ハ皆如是ノ大道ノ外ノコトデ無ヒ。三世常住アラワレテ其間ガ綿密ニシテ、水モ不瀉、風モ不通、間斷ガ無ヒ。ソレヲ取テ行フ。祖々ノ手前デハ功勳作業トアラワレテ平等ニ展整シテアルナリ。大道ハ功業ヨリアラハレ、功業ハ大道ヲ行ニヨリテ得ル。影畧互見ノ文法ナリ。

この注は『正法眼藏』「大悟」の冒頭に、  
仏仏の大道、つたはれて綿密なり、祖祖の功業、あらはれて平等なり。

（春秋社『道元禪師全集』一、九二頁）



とあるのを解釈した部分である。仏仏の大道は祖祖の功業よりあらわれて綿密であり、祖祖の功業は仏仏の大道を行ずることによって得られるということであろう。

つまり修證一等という前提から仏の大道（證）と祖師の功業（修）とを一体と見て、「仏仏の大道と祖祖の功業とは一体で、三十十方に綿密であり平展である」と解釈するものである。ただしその一等一体を、仏と祖師、大道と功業という相對する項目を立ててその關係性を示すことによつて説明しようとしていると思われる。

一方『正法眼藏聞書抄』『大悟抄』は該当本文を、

佛々、大道トハ、佛ハ能行ニテ所行ノ行ノ別ニアルヤニ聞ユルヲ、今ハ佛々ヲヤガテ大道ト談スル也。故ニ能行所行、不可各別。

〔菟書大成〕一一、四六六頁

と解釈し、仏と大道、能行と所行とをひとつと見、仏ひとつで大道をも行をも尽くしているという解釈をしている。

この用例の場合も、『聞解』と『聞書抄』の解釈の間に前三例と同様の対比を見ることができるといふことができる。

なお『正法眼藏辨註』『拾遺第一』には、

佛佛の大道つたはれて綿密なり、祖祖の功業あらはれて平展なり。

辨曰、綿綿ハ不斷ノ義ナリ、密密ハ親密ノ義ナリ。平展ハ平常展整ノ義ナリ。頭頭上物物地、歴歴タル佛ノ大道、祖ノ功

『正法眼藏聞解』における〈影略互顯〉について（岩永）

業、是互顯ノ詞ナリ。諸佛大道ノ功業、祖師功業ノ大道ナリ。是ヲ因地上ノ二義ニ分析シテ見ルハ不可ナリ。

〔菟書大成〕一五、五一六頁上段

とある。かつて拙稿「斧山玄錮和尚の『正法眼藏』参究について——『正法眼藏聞解』所依本文の検討を中心として——」（道元禪師研究論集）所収）において、『正法眼藏聞解』における天桂伝尊撰『正法眼藏辨註』の影響を考えておいた。影略互顯の解釈法も、『辨註』の影響を受けて導入された可能性が考えられる。

#### 【第五例】卷十「正法眼藏大悟卷聞解」

〔永平正法眼藏菟書大成〕一七、二九五頁下段～二九六頁上段

○自己ノ昨自己モ一昨ノ自己ハ昨ノ不悟者ニアラズ、今自己ハ今ノ不悟者ニアラズ。他己モ向ジヤ。昨今自他ヲ互顯シテ云フ。

この注は『正法眼藏』「大悟」本文の次の傍線部に対するものである

臨濟院慧照大師云、大唐国裏、覓一人不悟者難得。

いま慧照大師の道取するところ、正脈しきたれる皮肉骨體なり、不是あるべからず。大唐国裏といふは、自己眼睛裏なり。尽界にかかはれず、磨利にとどまらず。遮裏に不悟者の一人をもとむるに難得なり。自己の昨自己も不悟者にあらず、他己の

『正法眼藏聞解』における〈影略互顕〉について（岩水）

今自己も不悟者にあらず

（春秋社『道元禪師全集』一、九三頁）

実際の文章表現上では「昨自己と今他己が不悟者でない」とのみ言われているが、影略互顕を用いて「今自己と昨他己も不悟者でない」という意図も含まれていると解釈するのであろう。その意図からすれば該当本文は、

自己の昨自己も不悟者にあらず、（自己の今自己も不悟者にあらず）、他己の昨自己も不悟者にあらず、（他己の今自己も不悟者にあらず）

と表現されるべきところであり、昨今自他がすべて不悟者ではないことを述べ、昨今自他を超えた普遍的大悟が表現されているという解釈であろうかと思われる。

一方『正法眼藏聞書抄』『大悟抄』は該当本文を、

而如今御釋者、自己眼睛裏ヲ以テ大唐國トハ可心得。然者實ニ盡界ニカカハラズ、塵刹ニト、マラサルヘキ道理必然ナリ。自己ノ昨自己モ不悟者ニアラス、他己ノ今自己モ不悟者ニアラスト云ハ、自己モ他己モ昨モ今モ皆悟ナリ、不悟者一人モ不可有。

（『菟書大成』一一、四七二頁）

と解釈する。昨今自他の一がそのまま悟であるとし、はじめから昨今自他の差異や関係性を読み取るうとはしていないと思われる。

## 【第六例】卷十一「正法眼藏大悟卷聞解」

一一二

（『永平正法眼藏菟書大成』一七、二九七頁上段）  
○認賊為子一六塵ノ賊ヲ直ニ正覺トスル、大悟ニ非ズ。○迷ト云テ本覺不知ノ實子ヲ六塵ノ賊トアヤマルニ非ズ。○大悟ハ認賊為賊、見ソコナワヌ。賊ハ賊ト體ニ見ル俛ニ見ルナリ。子ハ子ト見ル俛ニ見テ不取不捨ナリ。却迷モ其通りナリ。賊・子・迷・悟、互顕ノ句法ニ見ルベシ。

この例は『正法眼藏』『大悟』の以下の本文に対する注である。

しかあれば、認賊為子を却迷とするにあらず、認子を為賊を却迷とするにあらず。大悟は認賊為賊なるべし、却迷は認子を為子なり。

（春秋社『道元禪師全集』一、九五頁）

まず波線部からして『聞解』の依拠する本文が、現在知られている「大悟」本文とは異なっていることが推しはかれるが、これは『正法眼藏辨註』拾遺第一「大悟」の挙げる本文に、しかあれば認賊為子を大悟（異本作卻迷、写誤也）とするにあらず、認子を為賊を却迷とするにあらず。大悟は認賊為賊なるべし、卻迷は認子を為子なり（是互換ノ語ゾ）。認子を為子、大悟ナリ。認賊為賊、卻迷ナリ。

（『菟書大成』一五、五一八頁下段〜五一九頁上段）

とあって、『聞解』が『辨註』の本文に依拠していることが分かる。またへ内は割注であるが、その割注部分に「是互換ノ語ゾ」とあって、この例でも『聞解』は、『辨註』の「互

換」を「互顯」(影略互顯)と理解して解釈を行っているものかと思われる。

さてその解釈は、賊(六塵)を賊とし、子(本覚不知)を子とすることが大悟であるとし、また「却迷モ其通りナリ」という。よつて該当本文は、

大悟は認賊爲賊なるべし、(大悟は認子爲子なるべし)、却迷は認子爲子なり、(却迷は認賊爲賊なるべし)

とあるべきものであると言うのであろう。

一方『正法眼藏聞書抄』『大悟抄』には、

認子爲賊ヲ却迷トスルニアラス、大悟ハ認賊爲賊ナルヘシ、却迷ハ認子爲子ナリ。

是ハ認賊爲子、認子爲賊ナムト云ヘハ、猶各別ニ聞ユ。認賊爲賊、認子爲子ナルヘシトハ、大悟與却迷ノアワヒ、認子認子、認賊爲賊ホトニ可心得ト云ナリ。

(『菟書大成』一一、四七九〜四八〇頁)

とあり、大悟と却迷、認子認子と認賊爲賊の「アワイ」に「各別」を見ないというのであろう。

### 【第七例】卷十三「正法眼藏梅華卷聞解」

(『永平正法眼藏菟書大成』一七、三五二頁上段)

○梅ノ開クニ引キマドワサレテ万春ハヤク、万春ニツイテ梅アリ、梅アルニヨリテ春ガアラワルト、互顯ノ句法ニ見ルベシ。

『正法眼藏聞解』における『影略互顯』について(岩永)

春ト梅ト非異非同、能所異同ヲハナレタ法ナリ。

この例は『正法眼藏』「梅華」の本文、

その宗旨は、梅開に帶せられて万春はやし。

(春秋社『道元禪師全集』一、九五頁)

に対する注である。

所の「梅開」が能の「万春」をもたらしたとする表現は、能の「万春」が所の「梅開」をもたらししたことを含意すると解釈する。

春と花を能所につけ、しかもその春と花、能と所との一体

を読み取る解釈は、例えば、面山瑞方撰『永平正法眼藏闢邪訣』に、

竊以正法眼藏能詮之涅槃妙心而涅槃妙心所詮之正法眼藏也。能依所而亡痕也如春之於花焉。所依能而全露也似花之於春焉。春之與花、本非同別之論、能之與所、豈一異之譚哉。

\*

竊ひそかにに以れば、正法眼藏は能詮の涅槃妙心にして、涅槃妙心は所詮の正法眼藏なり。能の所に依りて痕を亡なざるや、春の花におけるがごとし。所の能に依りて全あらかく露るるや、花の春におけるに似たり。春と花と本と同別の論にあらず、能と所と豈に一異の譚に干らんや。

(『菟書大成』二〇、二七二頁上)

とあつて、面山にその先例が見られる。

またここでも『正法眼藏聞書抄』「梅華抄」の解釈を確認

『正法眼藏聞解』における『影略互顯』について（岩水）

二八四

しておこう。

是ハ梅花ノ道理カ萬春ハヤシトモ云也。萬春ハ梅裏一兩ノ功德也トハ、打任ハ春ハ摠ニテ梅花ハ其内ニサク花トコソ被心得ヲ、此梅花ノ理ハ梅裏一兩ノ功德ニテ萬春ハアル也ト被釋。其ユヘハ以萬春、當躰、梅花ト談ユヘニ萬春ハ梅裏一兩ノ功德ト云ハル、也。一兩ノ詞、又アマタアル中ニワツカニ其内ノ一兩ト云ニハアラス、梅花ノ姿ヲ一兩ト云也。

〔菟書大成〕一三、五一二頁

ここでも『聞書抄』は、万春の当体がそのまま梅華であるという理解を示している。

### 【第八例】卷十三「正法眼藏春秋卷聞解」

〔永平正法眼藏菟書大成〕一七、二五五頁上段

○イハユル寒時タトヘ寒殺ナリトモ熱時カナラズシモ熱殺道ナルヘカラズーココハ影畧シテアル故ニ、前度ノ言葉ヲ足シテ見ルナリ。タトヘ寒時寒殺闇梨ナリト、熱時熱殺闇梨ナリトモ、熱時ハ普天普地熱スルカラ、熱殺スベキ闇梨無シ。故ニ寒時タトヒ闇リヲ寒ストモ寒時ハ普天普地寒故ニ、寒獨リ立テ寒殺スベキ闇梨ハ無ヒ。

この注は、『正法眼藏』「春秋」の本文、

いはゆる寒時たとひ道寒殺なりとも、熱時かならずしも熱殺道なるべからず。

〔春秋社〕『道元禪師全集』一、九五頁

に対するものである。『聞解』の解釈によれば、該当本文は、

いはゆる寒時たとひ道寒殺なりとも（寒時かならずしも寒殺道なるべからず、寒殺すべき闇梨無し）、（熱時たとひ道熱殺なりとも）熱時かならずしも熱殺道なるべからず（熱殺すべき闇梨無し）。

とあるべきもので、つまりは寒と熱、能殺の寒暑と所殺の闇梨の对待を絶したことを述べたとする解釈であろう。

『正法眼藏聞書抄』「春秋抄」の該当部分には、

本ノ詞ニ寒時寒殺闇梨ト云トモ又カナラス熱時熱闇梨トアルヲ熱殺トイハストモト云心也。此時熱殺スヘキ闇梨モアルヘカラスト也。至テ親切ノ義也。只熱時法界ヲ盡心ナルヘシ。

〔菟書大成〕一三、一〇三頁

とある。熱時が法界を尽くす意味だというのであるから、やはり、『聞解』のごとく寒暑や能殺所殺の関係性で法を示しているという理解とは異なっている。

### 【第九例】卷十三「正法眼藏三十七品菩提分法卷聞解」

〔永平正法眼藏菟書大成〕一七、三七一頁上段

○シカアレバナスナハチ説得一寸、不如説得一寸、行取一句、不如行取一句ナリ―影室ニハ「説取一寸ノ時ハ説取計リデ外ニ相手ガ無ヒ故ニ不如説一寸ト云、行取ノ時ハ行取ギリデ相手ナシト見テアル。然レドモ穩ニ見様ナラ影畧互顯ノ句法ニシ、一寸

ヲ説クハ一寸ヲ行ズルニシカズ、行ゼヨ、又タ一句ヲ行ズルハ一句ヲ説クニハシカズ、説取セヨ。説モ行モ精進力ヨリアラハルルト見ルナリ。

この例は、『正法眼蔵』「三十七品菩提分法」の、

精進力は、説取行不得底なり、行取説不得底なり。しかあればすなはち、説得一寸、不如説得一寸なり、行得一句、不如行得一句なり、力裏得力、これ精進力なり。

(春秋社『道元禪師全集』二、二三八頁)

とある本文に対する注である。

傍線部は、『正法眼蔵』「行持上」等にも引用される大慈寰中の語「説得一丈、不如行取一尺、説得一尺、不如行取一寸」に基づく表現であるが、『聞解』がしばしば依拠する『正法眼蔵辨註』「拾遺第十六、三十七品」所掲の本文には、

精進力は説取行不得底なり、行取説不得底なり。しかあればすなはち、説得一寸、不如行得一寸なり、説得一句、不如行得一句なり、力裏得力へアル、これ精進力なり。

(『菟書大成』一五、五一八頁下段〜五一九頁上段)とあって、若干文字の異同が見られる。もととなる大慈の語を重んじて、『眼蔵』本文を改めている。

―波線を付したのは『影室』(『聞書抄』)の引用部であるが、『菟書大成』所載の泉福寺本影印を見る限り、完全に一致する文言は確認できない。該当すると思しいのは次に掲げる部分で

『正法眼蔵聞解』における〈影略互顯〉について(岩永)

あろう。『正法眼蔵聞書抄』「三十七品菩提分法抄」所掲の本文と注釈は以下の通りである。

精進力ハ説取行不得底也、行取説不得底ナリ。シカアレハ則説得一寸不如説得一寸ナリ、行得一句不如行得一句ナリ。

是ハ説與行、ニヲ説ヤウニ聞ユ。是モ盡界説、盡界行ト、ク心ナリ。説ト、ルトキハ行ハ不得底也トアリ。行取ノ時ハ説不得底トイフ。各究盡ノ道理分明ニ聞タリ。又説得一寸、不如説得一寸也トハ、本ノ詞ハ一丈ヲ説得セムヨリモ不如説得一尺トアリ。是ヲ人ノ心得様ハ一丈ヲ説ヨリモ先只一尺ヲ説得シテアリナムト云様ニ心得也。非爾。此一丈一尺、同タケナルベシ。今ノ説得一寸、不如一寸ハ、今一重マキル、方ナク被心得タリ。此一寸、如前云ノ説行程ノ一寸ナルヘシ。行得一句、不如行得一句トハ、是又説得一寸ノ同心ナルヘシ。一寸ト一句トノ替目許也。寸與句、更不可有差別。

(『菟書大成』一四、三二〜三三頁)

また、『正法眼蔵聞書抄』「三十七品菩提分法聞書」には、説行ヲ不相對シテ、説得一寸不如説得一寸ト云時ニ、只説ハ説行ハ行也、今ノ力ハ力ナル也。…略…但説取行取ヲ立替ヌル上ハ、説行ニ勝劣有ト不習ハ宗門ノ義也。

(『菟書大成』一四、八〇〜八一頁)

との注語が見られる。

『聞書』も『抄』も、大慈の語を改めた『眼蔵』本文を尊

重した解釈を行おうとしており、説と行とを隔てず、説は説で尽界説、行は行で尽界行だと言ひ、一寸と一句の間に「差別」のあるはずはないと言ふ。

一方『聞解』は、『聞書抄』の解釈を一応認めながら、「然レドモ穩ニ見様ナラ影畧互顯ノ句法ニシ、一寸ヲ説クハ一寸ヲ行ズルニシカズ、行ゼヨ、又タ一句ヲ行ズルハ一句ヲ説クニハシカズ、説取セヨ。説モ行モ精進力ヨリアラハルト見ルナリ」と注釈している。「穩に見様なら」というのであるから、『聞書抄』の解釈がやや穩やかでないとしている証左であろう。その結果示される理解は、大慈の語を重んじる『辨註』の本文を妥当と見て、

しかあればすなはち、説得一寸、不如行得一寸なり（行ぜよ、説得一句、不如行得一句なり（説取せよ）

というのが、『眼蔵』本文の趣旨により適しているというものであろうか。

### 五、『聞解』と『聞書抄』の解釈

以上前節で、「影略互頭」を用いる『聞解』の解釈を確認した。その際『聞解』の解釈の特徴を知るために『聞書抄』の解釈と対比してみた。

『聞書抄』は、『眼蔵』本文に現れる一般的には対立的に捉えられる多項目の、そのひとつひとつがそのまますべてを

尽くしていると繰り返し示すことで、そこに『眼蔵』本文の趣旨が示されるといふ注釈態度を取っていた。いわゆる「一法究尽」である。つとに伊藤秀憲氏が論文『聞書抄』の注釈態度で指摘なさる通りである。以下、氏の論文の抄文を掲げておこう。

七十五巻の巻名はそれぞれ異なるのであるが、相対するものがない、全機の道理を、七十五巻は一貫して説いていると言ふのである。

\*

「諸法の仏法なる時節」においては、生と死とは相対するものではなく、生と言へば全てが生、死と言へば全てが死であると言ふのである。まさに「無能所、無彼此、全機の道理」であり、「現成公案」の巻ではこの関係を「一方を証するときは一方向はくらし」と表現しており

\*

迷と悟とが一つであると言へば、まだそこには異なつた迷と悟というものがあるように受け取られる。それを避けるために、「一方を証すれば一方はかくる」と言ふのである。迷を証すれば悟はかくれて迷のみとなり、悟を証すれば迷はかくれて悟のみとなるのである。

\*

「一方を証するときは一方向はくらし」と「一法究尽」とは、同

じことを表していることになる。「一方を証するとき一方はくらし」の語は、相対を否定するものであったが、まだそこには、証される「一方」と、かくれる「一方」とがあると受け取られやすい。しかし、「一法究尽」と言えば、相対するものの存在を全く感じさせない表現と言える。

〔道元禪研究〕「第六章第三節」、五七九～五八一頁

一方の『聞解』は、『眼蔵』本文に能所、迷悟等対立する二項を読み取り、その二項の関係性、つまり二項が対立する面と、二項が一体である面とを示すことによつて、『眼蔵』本文の趣旨を表すという注釈態度であつた。例えば「正法眼蔵現成公案卷聞解」では、「現成公案」冒頭に注釈して、

豊儉ハ古則アリ。豊ハ豊饒ト連用シ、儉ハ儉約ト續ク。豊ハ諸法ノ仏法ナル時節、偏位色界有萬象形ト云処。儉字ハ萬法共ニワレニアラザル、正位ハ空界本来無物ト云処。此正偏、豊儉、眞俗ガ佛法ノ根本是ナリ、跳出セルナリ。

〔菟書大成〕一七、二頁下段～三頁上段

という解釈を示している。つまり正偏、豊儉、眞俗などの二項を「仏法の根本」とし、さらにその二項を「跳出」として見るのが、『聞解』の基本的態度なのであろう。「影略互頭」という解釈法はその二項を読み取りその関係性を示す一方法として利用されていると思われる。

『正法眼蔵聞解』における〈影略互頭〉について（岩永）

## 六、まとめ

『聞解』が具体的にいかなる典籍（注疏、禪籍等）に基づいて〈影略互頭〉という語およびその解釈法を用いたかは未詳である。ただし『正法眼蔵』本文の提唱に際して、天桂伝尊（二六四八～一七三五）の『正法眼蔵辨註』の解釈や、面山瑞方（二六八三～一七六九）の説示に影響を受け、あるいは利用して「影略互頭」という解釈法を適用した可能性が考えられる。

また、『聞解』は正偏・眞俗等二辺の回互不回互といった考え方を前提として『正法眼蔵』を解釈しようとしており、そのような解釈の一部を「影略互頭」によつて表現していると思われる。その特徴を考えるために、『影室』（『正法眼蔵聞書抄』）の解釈と、『聞解』の〈影略互頭〉の解釈とを対比してみると、『聞解』からすれば、『影室』の解釈は前提となるべき二辺の回互不回互を無視しているから不穩当であると見られ、『影室』の立場からすれば『聞解』の解釈が相対の迹を残しており不徹底であると見られるのではないかと思われる。